

平成 2 7 年 第 1 回	
小海町議会臨時会会議録	
「第 1 日」	
*	開会年月日時 平成 2 7 年 4 月 3 0 日 午前 1 0 時 0 0 分
*	閉会年月日時 平成 2 7 年 4 月 3 0 日 午後 3 時 4 4 分
*	開会の場所 小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>開 会</u>	
議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>5月の大型連休を前に連日初夏の様な暑い日が続いております。この好天に恵まれ、農作業も順調に進んでいる事と思われまます。そんなお忙しい中にありまして、平成 2 7 年小海町議会第 1 回臨時会の開会にあたり、ご参集を頂きご苦労様です。本日は、契約議決 2 件が提出されております。適切な審議をお願いする次第であります。ただ今の出席議員数は、1 2 人です。定足数に達しておりますので、ただ今から平成 2 7 年第 1 回小海町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。</p>
<u>日程第 1 「会議録署名議員の指名」</u>	
議 長	<p>日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において第 5 番 新津 孝徳 君、及び第 7 番 篠原 恒一 君を指名いたします。</p>
<u>日程第 2 「会期の決定」</u>	
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本臨時会の運営につきまして、去る 4 月 1 6 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 篠原 恒一 君。</p>

議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。</p> <p>本日招集の、平成27年第1回小海町議会臨時会の運営につきましては、去る4月16日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。</p> <p>本臨時会に付議される案件は、財産取得2件であり、会期は本日4月30日、1日とする案を作成いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本臨時会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告ありましたとおり、本日4月30日、1日限りにしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
(異議なしの声)	
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本臨時会の会期は本日4月30日、1日限りと決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
<u>日程第3 「町長招集あいさつ」</u>	
議 長	<p>日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。</p> <p>町長、新井 寿一君。</p>
町 長	<p>皆さんおはようございます。平成27年第1回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただきまして、定刻に議会が開会できます事に対しまして、厚く御礼を申し上げます。小海の地にも桜が咲き、カラマツの芽吹きも日増しに新緑を鮮やかにし、素晴らしい季節を迎えました。4月は、雨の日が続きましたが、ようやく安定した天候となり、本格的に農業も始まっております。今年の農業生産が作柄、価格とも順調に推移する事を強く願っているところでございます。さて、先日は、大洗町視察、議会研修大変お疲れ様でございました。大洗町を親切、ていねいにご案内頂き、町の魅力を体験させて頂き、有意義な視察であったと思っております。これから末永い交流が始まりますが、町民の皆様には大洗町の魅力をお伝え頂き、子供から大人まで今後、一步、一步確実に友好都市交流が深まり、素晴らしい交流ができますよう、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。大洗町の対応に学ぶ事が、多くありました。大洗町の皆さんがおこし頂いた時にも、また小海町に来たくなるような、そんな歓迎と対応をしなければと教えて頂いたところでございます。さて、平成27年度がスタートし</p>

	<p>て1ヵ月となります。交通安全の街頭指導の時に、小中学生、特に1年生が元気に笑顔で登校していく姿、また、行政も人事異動を行いました。この件につきましては、後程、副町長よりご報告をさせていただきます。管理職の指揮の下、地方創生に向けての取り組みの推進等々、新年度が新たな気持ちで町民のために町づくりに職員一丸となって、取り組んで参りますので、よろしくお願いを申し上げます。また、合わせて今年度が昨年、県各地を襲ったような自然災害のない事を強く願っているところでもございます。続きまして、本臨時会にご提案申し上げます議案につきまして、総括的な説明を申し上げます。議案第28号及び29号の「財産の取得」につきましては、平成26年度の事業として、小学校のタブレットシステムの取得、また、(仮称)北牧学習館への図書館情報管理システムの取得について議決をお願いするものでございます。詳しくは、教育長よりご説明申し上げますが、ご審議を頂き、ご決定をよろしくお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。</p>
<p><u>日程第4 「諸般の報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの2ページ、3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。 その他、報告事項のある方はお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第5 「行政報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。 町長、新井 寿一君。</p>
町 長	<p>議事日程つづりの4ページから6ページに記載をさせて頂いておりますが、一点だけ行政報告をさせていただきます。佐久総合病院本院再構築に係る財政支援に際しての南佐久郡町村の要望の回答のその後でございます。要望に対する回答につきましては、3月の定例会で報告をさせて頂きましたが、その後、4月3日に医療センターで郡の町村保健師と今年度の具体的な協議を開始をしております。佐久総合病院から小口産科部長、そして再構築推進課の本田課長、小海分院鷹野課長、本院竹内看護部長、医療センター井出看護部長、センターの産婦人科外来看護師長、戸田助</p>

	<p>産師長ら、合わせて小海分院の島田看護師長、清水看護師長が出席をし、小海町から菊池保健師が出席をいたしました。主な協議、確認事項でございますけれども、小海分院における助産師の相談業務につきましては、助産師外来という形は、難しい。月1回位なら、可能であるという事でございます。医師が充足されたら臼田の本院に産婦人科を開設したいという意向でございます。小海分院に小児科の発達外来は、5月23日から半日開設予定、言語聴覚士につきましては、既に常駐をしているところでございます。また、母親学級については、今後の会議で検討を重ねて行く事とし、次回は、5月18日医療センターにおいて開催をする予定となっております。これでこれを受けまして、4月9日付けで佐久総合病院小海分院の山口院長さんより文書で先ず一点目として、小児発達相談は、5月21日より毎月第3木曜日に行いますという事でございます。二点目としまして、言語聴覚士による療育は継続をしながら更に拡張をして参りますという事でございます。また、三点目といたしまして、小児科診療体制でございますけれども、日野原医師が町村の検診、あるいは、予防接種に出かけた際には、今まで休診という取り扱いをしておいた訳でございますけれども、4月よりその時は、本院より代診に当たり、先生を派遣し、原則休診時間はなくなるという事でございます。また、四点目といたしまして、整形外科診療につきましては、4月より毎週火曜日、午後外来を一点追加をするという事でございます。また、五点目といたしまして、助産師の相談日につきましては、6月開始を目途に現在調整中という事で、文書をもってご回答を頂戴しているところでございます。報告事項は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>副町長 【4月人事異動職員の報告】 総務課長 【佐久広域連合第1回定例会の報告】 産業建設課長 【中小企業振興資金あつ旋審査委員会の報告】 教育長 【中学校組合議会第1回定例会の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p>
議 長	<p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。</p>

<u>【議案の上程】</u>	
議長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、上程から採決までといたします。 それでは、議案を上程いたします。
<u>日程第6 議案第28号</u>	
議長	日程第6、議案第28号 「財産の取得について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
（教育長説明）	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
10番議員	工期ですけれども、27年8月31日となっておりますけれども、学校の方では、実際に使えるようになるのは、いつからかという点と、それからタブレット型とノートパソコン、これまではね、ノートパソコン等も整備されているのですけれども、その辺の違いと、その辺はどういうふうになっていくのかという点をお願いします。
教育長	はい、お答え申し上げます。納期につきましては、8月31日という事でございまして、夏休みにこれらのシステム構築をし、整備をし、かつ、教職員に対しての研修会も開催するという予定でございまして、夏休み後から活用できるという事でございまして、違いにつきましては、これまでもデスクトップ型のパソコンがパソコン教室の中に、児童の分だけあり、その教室を出て活用する事は、これまでできなかったという事でございまして、今後につきましては、校内、校外も含めまして、移動を含めた活用ができるという事が第一点、違うところでございまして、それと特に、映像社会、インターネットも含めたウェブの関係につきましても、無線ラン等で使えるという事でございまして、あらゆる場所での写真も含めた授業等に活用できるというのが、特徴でございまして、特に研究授業等の発表、あるいは、まとめ、グループでの学習、こういったものに使えるのではないかと考えています。

	目的でございますふるさと学習につきましては、特に町内に出かけた中で写真等を含め、それを映像として残し、かつ、レポートとしてまとめるというような事が考えられるというふうと考えております。以上です。
10 番議員	これまでデスクトップだったというのは、ちょっとあれですけども、まあ、コンピュータ室以外でも使えるようになるという点は、理解できましたけれども、あの写真とか、そういう事は、校外でもできると思うのですけれども、校外でのその無線仕様みたいな、そういったシステムまで含まれているのか、どうかという点もお願いしたいと思います。
教育長	はい、お答え申し上げます。基本的には、パソコン室で保管、管理をします。教室等についても無線ラン等につながっておりますので、あらゆる教室、校内につきましては、どこでも使えるという事になります。校外につきましては、こういったウェブへの接続については、できませんが、カメラ、写真等を含め、そのタブレットの中に情報を入れて持ち運ぶというような、いろいろな確認をしたりすることというものについては、できるという事でございます。総合的なシステムが、今回の事業の中に入っているという事でございます。
3 番議員	そうするとあの今までの使っていたパソコンは、完全撤去という事で、完全にパソコンの入れ替えという話になる訳ですね。
教育長	はい、お答え申し上げます。現在、パソコンにつきましては、25台ございます。それとプリンタ等も含めて、関連システムがある訳でございます。そういう事で、サーバー、プリンタ、パソコンも含めまして、一体化しておりますので、これについては、今回の更新で全て撤去し、廃棄をして行くという事でございます。
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 議案第 28 号を採決いたします。 議案第 28 号を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 28 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 7 議案第 29 号</u>	

議 長	<p>日程第 7、議案第 29 号 「財産の取得について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
(教育長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
2 番議員	<p>まあタブレットとそれから図書館システムと続けて指名競争入札をした訳ですけれども、この中で業者、事業者、たぶん指名選定委員会を開いてそれぞれの資料を提出した中で業者を選定してきて、応札して頂くという形を取ってきていると思うのですけれども、これだけ例えばタブレットについては、議決が済んでいる事ですけれども、6社の内4社が辞退、それから今回の場合も5社の内2社が辞退しているというような事で、どういう資料を出して、指名選定委員会に掛けてこういう結果になったか。また、辞退した理由はどういう事なのか、お尋ねいたします。</p>
教育長	<p>はい、お答え申し上げます。先ず、指名の方法でございます。これは町の入札等の選定委員会に資料を添付をし、ご協議を頂き、選定をさせていただきました。この中には、入札参加指名列、あるいは、各社の実績等も含めたもの、それと近隣での入札の状況も含めたものをお示しをし、こういった6社、5社という形で選定をさせていただいたという事でございますが、次にこういった辞退が数多く出たという事でございますが、これにつきましては、どちらかと言うと小規模の入札と言いますか、規模が小さかったという事で、大手メーカーにつきましては、採算性等の問題も含めまして、入札を回避されたのではないかなと思います。また、地元の代理店契約をしている皆さんとの競合をしないという事を含めた配慮があったのではないかと考えております。いずれにしましても、システム構築も含めての今回の入札でございますので、メーカーにつきましては、何らかの形でシステム構築に関わってくるというふうに考えております。とりあえず、こういった形での結果という事でございますが、詳細については、特段、説明を求めなかった訳で、推測でございます。</p>
2 番議員	<p>まあ指名選定委員会を開いて精査した中で、業者決定してきていると思います。ただし、これらもまあスポット的な入札であろうから、普段のところの指名参加願いが出ているか、どうか。まあ出ているとすれば、それで出ていて辞退というような事は、大変不見識であるように思いますし、</p>

	<p>まあ、ただ業者の数を集めてやれば良いという事ではなくて、これは町税の一般財源を使ってやるものではないと言って、交付金でありますけれども、これだけの事業をやっていくところに、あまりにも辞退業者が多すぎるような指名選定委員会のあり方というものも、これからは、厳しくちゃんと精査した中で、業者指名をして、そして厳しい入札というものをやっていっていただきたいというように思っております。これだけの金額等々の中で、あまりにも辞退業者が多すぎるという事に対して、はなはだ指名選定委員会のあり方にも疑問を持たざるを得ないというように感じるものでございます。以上です。</p>
教育長	<p>はい、今後の指名選定委員会の中で、今のご質問につきましては、協議をさせて頂いて、的確に指名につきまして、努力していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
11 番議員	<p>このシステムをやると他の町村の図書館のシステムとも協調して、そちらにある在庫が見れるようになるのか、どうかと、県立も含めて。また、もう一点逆にこの小海の在庫と言うのですか、本の全国的にと言うのですか、そういう所に流れて、また、小海からお貸したりする事ができるか、どうか。その辺をお聞きしたいです。</p>
教育長	<p>はい、お答え申し上げます。このシステムにつきましては、他町村あるいは、県立図書館との連携については、できておりません。また、他の町村につきましても、こういった連携については、現在やっていないという事でございます。できない事は、ないとの事でございますが、それぞれランニング経費等も含めました費用対効果を考えると当面は自分の町村だけのシステム構築という事になっております。ただし、他の町村の図書館の内容が分からないかと言いますと、これについては、ウェブ、インターネットを介して見れる事になっておりますので、インターネット回線を使うと、どこにどういう物があるかという事については、分かる事になっております。これは、小海町でも隣の佐久穂町さんの茂来館につきましても、同様でございます。ただし、それによって貸し借りができるかと言うと、それにつきましては、現在できないという事でございますので、ある、ないを確認できるところまでは、現在できるという事になっております。よろしくお願いいたします。</p>
11 番議員	<p>あの本の貸し借りができないという事で、だいたい長野県でこういう事が一番進んでいるのは、諏訪のエリア、あの辺の図書館は、全部共同で管理ができるという形で、その本もなければ貸してくれると。また、佐久市の図書館は、四つですか、ありますが、返すのは、どこで返しても良いと。どこで借りた物でも返せると。こういうシステムにもなってい</p>

	るのですが、その辺のところまでは検討してみたのでしょうか。
教育長	はい、お答え申し上げます。共同でのシステム構築というのが、考えられない訳ではございませんが、相手がある事と、町にとってメリットがどの程度あるかという事を考えますと、現在のインターネットを介した形での検索、これで当面は、事が足りるのではないかというふうに考えております。いずれにしろ足りない物について、どうするか。あるいは、どこの資料をどういうふうに見つけて、それを活用するかにつきましては、システムではなく、連携の話という事になりますので、それぞれの図書館と今後、連携を密にした中で、貸し借りができる物については、構築をして行きたいと考えています。
議長	他に質疑はございますか。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。 これから議案第29号を採決いたします。 議案第29号を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
議長	ここで皆さんにお諮りいたします。 私の議長としての任期は慣例により2年間であり、任期が満了となります。つきましては議長を辞職したいと思っておりますので、議長を副議長鷹野雄之助君に代わっていただき手続きをしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議長	異議なしと認めます。副議長 鷹野雄之助君は議長席にお着き下さい。
(議長は第6番に着席)	
副議長	議長 鷹野弥洲年君より議長の辞職届けが提出されております。 お諮りいたします。 「議長の辞職」を日程に追加し、追加日程8として議題とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	

副議長	異議なしと認めます。 したがって「議長の辞職」を日程に追加し、追加日程 8 として議題とすることに決定いたしました。
(事務局より追加議事日程配布)	
<u>日程第 8 「議長の辞職」</u>	
副議長	日程第 8、「議長の辞職」を議題といたします。 地方自治法第 117 条の規定により鷹野弥洲年君の退場を求めます。
(鷹野弥洲年議員退場)	
副議長	事務局長に辞職願の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
副議長	お諮りいたします。 鷹野弥洲年君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
副議長	異議なしと認めます。 したがって鷹野弥洲年君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。
(鷹野弥洲年議員入室)	
副議長	鷹野弥洲年君に退職のごあいさつをお願いいたします。
鷹野議員	ただ今は、私の辞職願を認めて頂きましてありがとうございます。顧みますれば、2年前皆様の温かいご推薦を頂きまして、議長の職に就かして頂きました。元より非力な私ではございますけれども、皆さんにご協力頂きまして、2年の職務を全うすることができました。これもひとえに議員各位の皆様方のご協力、そして新井町長はじめ町職員の皆さんのご協力、そして町民の皆さんの温かいご支援の中で、この職を全うする事ができました事に心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。私もこれからあと2年間議員としての任期がある訳でございますが、今後につきましてもまた、町の発展、そして町民福祉の向上に頑張っていきたいと思っております。今までと同様変らぬご指導をよろしくをお願いをしたいと思います。結びに小海町の益々の発展、そして議会の益々の充実、そして円滑な議会運営が行われますようお願いをいたしまして、退任のあいさつといたします。本当にありがとうございました。
副議長	ただ今、議長が欠員となりました。 議長の選挙を日程に追加し、追加日程 9 として議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)	
副議長	異議なしと認めます。 したがって「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定いたしました。
<u>日程第9 「議長の選挙」</u>	
副議長	日程第9、「議長の選挙」を行います。 ここで暫時休憩といたします。 (ときに10時59分)
副議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに11時26分) お諮りいたします。 選挙の方法については、いか様にしたらよろしいでしょうか。
(投票による選挙の発言)	
副議長	ただ今、第11番土橋勝一君より投票による選挙との発言がありました。 地方自治法第118条第1項の規定により、選挙の方法については、投票による選挙としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
副議長	異議なしと認めます。 ここで、暫時休憩といたします。 (ときに11時26分)
(第7番 篠原恒一議員、第8番 鷹野雄之助副議長による議長選挙演説)	
副議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに11時35分) 直ちに議場を閉鎖します。
(議場閉鎖)	
副議長	ただ今の出席議員は12名です。 お諮りいたします。 会議規則第32条第2項の規定により、副議長において立会人に第1番 有坂辰六君並びに第2番 篠原伸男君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
副議長	異議なしと認めます。 これから、投票用紙を配布いたします。 お諮りいたします。 投票用紙の様式は、記名式投票又は、記号式投票にしたいと思いますが、どちらがよろしいでしょうか。
(記名式投票の声)	

副議長	<p>それでは、記名式投票といたします。 投票用紙を配布して下さい。</p> <p>(投票用紙の配布)</p>
副議長	<p>投票用紙の配布漏れはございませんか。</p> <p>(配布漏れなし)</p>
副議長	<p>配布漏れなしと認めます。 投票箱を改めますので、立会人の方はご確認をお願いします。</p> <p>(立会人投票箱確認)</p>
副議長	<p>異常なしと認めます。 これより投票に移ります。 投票用紙に被選挙人1名の氏名の上に 印を記入し、順次、議席順に投票をお願いいたします。</p>
副議長	<p>投票漏れはございませんか。</p> <p>(投票漏れなし)</p>
副議長	<p>投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。 第1番 有坂辰六君並びに第2番 篠原伸男君は、立会いをお願いいたします。</p> <p>(開票)</p>
副議長	<p>投票の結果を発表します。</p> <p>投票総数 12票</p> <p>有効投票総数 12票</p> <p>無効投票総数 0票</p> <p>有効投票中 鷹野雄之助君 7票 篠原恒一君 5票</p> <p>以上の通りであります。</p> <p>この選挙の法定得票数は、3票であります。 したがって、私が議長に当選しました。</p>
副議長	<p>議場の閉鎖を解きます。</p>
副議長	<p>ここで、当選の承諾と合わせて一言議長就任のあいさつを述べさせていただきます。</p>
議長	<p>ただ今、議長選挙が行われ、私、浅学非才にも関わらず、当選いたしました。厚く御礼を申し上げます。この上は、公正無私、わが町議会の権威を高めるよう務め、更にまた、町の発展と町民の幸せを増進するために、全力を傾ける考えであります。どうか、議員各位並びに執行部におかれましては、格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。私の議長就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p>

議 長	私が議長に当選し議長を承諾することにより、議長と副議長を兼務することが認められておりません。自動的に副議長の職を失うこととなりました。
議 長	副議長が欠員となりました。 「副議長の選挙」を日程に追加し、日程第10として議題とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって副議長の選挙を日程に追加し、日程第10として議題とすることに決定いたしました。
(事務局より追加議事日程配布)	
<u>日程第10 「副議長の選挙」</u>	
議 長	日程第10、「副議長の選挙」を行います。 ここで暫時休憩といたします。 (ときに11時52分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに1時05分) お諮りいたします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は、指名推選で行う事に決定いたしました。
議 長	お諮りいたします。 指名の方法につきましては、私が指名する事にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしのとき)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、私が指名する事に決定いたしました。
議 長	副議長に第11番 土橋勝一君を指名します。
議 長	お諮りいたします。 ただ今、私が指名しました土橋勝一君を副議長の当選人に定める事にご異議ございませんか。
(異議なしの声)	

議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただ今、私が指名しました土橋勝一君が副議長に当選されました。
議 長	ただ今、副議長に当選されました土橋勝一君が議場におられます。 会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。
議 長	それでは、副議長に当選された土橋勝一君に、当選の承諾と合わせてあいさつをお願いいたします。
副議長	ただ今、副議長に当選しました土橋勝一です。よろしくお願いいたします。 議長をサポートしてより良い町にしたいと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	お諮りいたします。この際常任委員会委員の任期も切れまじ、各種委員等も2年で交代するという申し合わせ事項もありますので、議会組織の全人事案件を一括して日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。
(事務局より追加議事日程配布)	
議 長	ただ今、配布されました追加議事日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。
<u>日程第12 「常任委員会委員の選任について」</u>	
議 長	日程第12「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。 ここで暫時休憩といたします。 (ときに 1時10分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに 1時52分) 選考結果について、事務局長より発表を求めます。
(事務局長発表)	
議 長	事務局長発表の通り、各常任委員会委員を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただ今の通り、各常任委員会を決定いたしました。

<p><u>日程第 1 3 「常任委員会の委員長、副委員長の選任について」</u></p> <p><u>日程第 1 4 「議会運営委員会委員の選任について」</u></p> <p><u>日程第 1 5 「議会運営委員会の委員長、副委員長の選任について」</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 3、「常任委員会の委員長、副委員長の選任について」及び日程第 1 4、「議会運営委員会委員の選任について」及び追加日程第 1 5、「議会運営委員会の委員長、副委員長の選任について」は関連がありますので、一括して議題といたします。</p> <p>なお、先程、常任委員会選任の中で、議会運営委員会、委員及び正副委員長が決定していますので、選任の結果を発表します。</p> <p>事務局長より。</p>
<p>(事務局長発表)</p>	
議 長	<p>以上の様に選任する事に決定しました。</p> <p>それでは、各委員長に選任の承諾及びあいさつをお願いいたします。</p> <p>総務産業常任委員長、篠原義従君。</p>
総務産業 常任 委員長	<p>総務産業常任委員長に選任されました篠原義従であります。若輩者ではありますが、先輩議員のご指導の下、自分の職務を全うして行く事をここにお誓い申し上げます。</p>
議 長	<p>次に民生文教常任委員長、的埜美香子君。</p>
民生文教 常任委員 長	<p>第 9 番的埜美香子です。この度、再任という形で民生文教常任委員長に選任をされました。これまでの経験を活かしながら、町民の福祉向上の為に、皆さんと力を合わせながら、委員会を進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に議会運営委員長、井出薫君。</p>
議会運営 委員長	<p>ただ今、議会運営委員の中で、相談して頂きまして、私にやれという事ですので、謹んでお引き受けさせて頂きたいと思います。議会運営委員会は、様々な要求に対してやはり、運営上過ちがないような、そういった事が求められる部門だと思えます。日本国憲法と地方自治法を守って、しっかりとした方向性を皆と相談しながら、つけて行きたいと。また、議長就任のあいさつにありましたように、議会改革も議長が意欲的でありますので、そういった道筋に対しても、皆さんと相談しながら、実現できるような方向でやって行きたいと思えます。皆さんのご協力がなによりでありますので、どうかよろしくお願い致します。</p>

<p><u>日程第15「佐久広域連合議会議員の選挙について」</u> <u>日程第16「小海町北相木村南相木村中学校組合議会議員の選挙について」</u> <u>日程第17「南佐久環境衛生組合議会議員の選挙について」</u></p>	
議 長	<p>日程第15、「佐久広域連合議会議員の選挙について」及び日程第16、「小海町北相木村南相木村中学校組合議会議員の選挙について」及び日程第17、「南佐久環境衛生組合議会議員の選挙について」は関連がありますので、一括して議題といたしますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 ここで暫時休憩とし、別室において協議をお願いします。 (ときに2時01分)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。(ときに2時20分) ただ今、佐久広域連合議会、一部事務組合の選挙を行いました。 事務局長に選挙結果の発表を求めます。</p> <p>(事務局長発表)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。 以上の通り、決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、佐久広域連合議会、一部事務組合の議員は、ただ今の発表の通り、決定いたしました。</p>
<p><u>日程第18「小海町長期振興計画審議会委員の選任について」から</u> <u>日程第39「小海町開発公社理事の選任について」</u></p>	
議 長	<p>各種審議会等の委員の選任について町長より発言を求められていますので、これを許します。</p>
町 長	<p>私の方からお願いを申し上げます。これから上程されます「小海町長期振興計画審議会委員の選任について」から「小海町開発公社理事の選任について」まででございますけれども、本来であれば、私の方からお願いすべきところでございますけれども、慣例によりまして正副議長さん、常任委員長さん、議会運営委員長さん、そして私と副町長、総務課長で別室で選任をさせていただきたい。このようにお取り計らいを議</p>

	長さんによろしくお願いを申し上げます。以上でございます。
議 長	日程第 18、「小海町長期振興計画審議会委員の選任について」から日程第 39、「小海町開発公社理事の選任について」までの各種審議会等の人事案件につきましては関連がありますので、一括して議題といたしますが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 お諮りいたします。 選出の方法は、慣例によりまして正副議長、各常任委員長、議会運営委員長、任命権者であります町長及び副町長、総務課長の同席を得て選考したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 ここで暫時休憩とし、別室において協議をお願いします。 (ときに 2 時 25 分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 事務局長に選考結果の発表を求めます。 (ときに 3 時 35 分)
(各審議会等委員の一覧表を配布)	
(事務局長発表)	
議 長	お諮りいたします。 以上の通り、日程第 18 から日程第 39 までの各種審議会等の人事につきましては、決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、日程第 18 から日程第 39 までの各種審議会等の人事につきましては、ただ今の発表の通り、決定といたしました。 なお、各種審議会等の今後の日程が詰まっておりますので、その予定につきまして、総務課長より連絡を申し上げます。
(総務課長より議事日程綴り 3 ページ当面の予定より連絡)	
議 長	ここで議会運営委員長より、発言を求められておりますので、これを許します。議会運営委員長 井出薫君。
議会運営 委員長	それでは、議会運営委員会からお願いいたします。 議会運営委員会では、次の定例会、又は臨時会の会期、運営等に関しては、閉会中に審査する必要がありますので、小海町議会会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出をいたします。 以上であります。

議 長	<p>ただ今、議会運営委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なしの声)</p>	
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p>
<p><u>「閉 会」</u></p>	
議 長	<p>以上で本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。これをもちまして平成27年小海町議会第1回臨時会を閉会といたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに3時44分)</p>